

名古屋文理大学と稲沢市との連携に関する包括協定書

名古屋文理大学（以下「大学」という。）と稲沢市（以下「市」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地域を中心とした連携活動を円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域における連携活動を推進するため相互に協力し、両者が有する資源の効果的活用を図るとともに、次代を担う人材の育成を行い、もって活力のある個性豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 大学及び市は、前条の目的を達成するため、以下の事項について相互に連携して協力と支援を行うものとする。

- （1）地域のまちづくりの推進に関すること。
- （2）地域産業・経済の振興に関すること。
- （3）健康、福祉の増進に関すること。
- （4）情報技術を活用した地域貢献に関すること。
- （5）教育・文化の振興、生涯学習の推進に関すること。
- （6）人材の育成に関すること。
- （7）その他双方が必要と認めたこと。

（連携の推進）

第3条 大学と市は、前条の連携事項を円滑に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要な連絡調整を行う。

（秘密保持義務）

第4条 大学と市は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について秘密保持義務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、大学と市が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各1通を保管する。

平成25年 1 月 2 2 日

所在地 愛知県稲沢市稲沢町前田365番地

名称 名古屋文理大学

代表者 学 長

景山 節

所在地 愛知県稲沢市稲府町1番地

名称 稲沢市

代表者 市 長

大野 紀明